

3 議題 「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」の変更について

運転士数の不足について

■市内バス乗合運転士数について（実数）

	一体化前	再編実施計画	持続化実施計画			R5.2.1 現在	R5.4.1 見込	持続化実施計 画スタート時 との差	減少割合
	H30.4.1	スタート時	スタート時	再編計画 時点との差	減少割合				
西肥自動車(株)	187	174	167	△ 7	4.02 %	155	152	△ 15	8.98 %
させばバス(株)	133	121	97	△ 24	19.83 %	96	95	△ 2	2.06 %
合計	320	295	264	△ 31	10.51 %	251	247	△ 17	6.44 %



R5.4.1ダイヤ
改正以降

更に**減少**が
見込まれる

※西肥自動車(株)は、総運転士から福岡高速・伊万里コミュニティバス・平戸パート・五島乗合を除く人員

※一体化前のさせばバス(株)には市営バス人員を含む

運転士不足の要因

●実人数の減少

退職者数に対し、採用者数（応募者数）が少なく、欠員補充ができない。

●バス運転者の労働時間等の改善基準改正（R6.4～）への対応

〈1ヶ月の拘束時間〉

現行 最大309時間

→**改正 最大294時間**

〈1日の休息時間〉

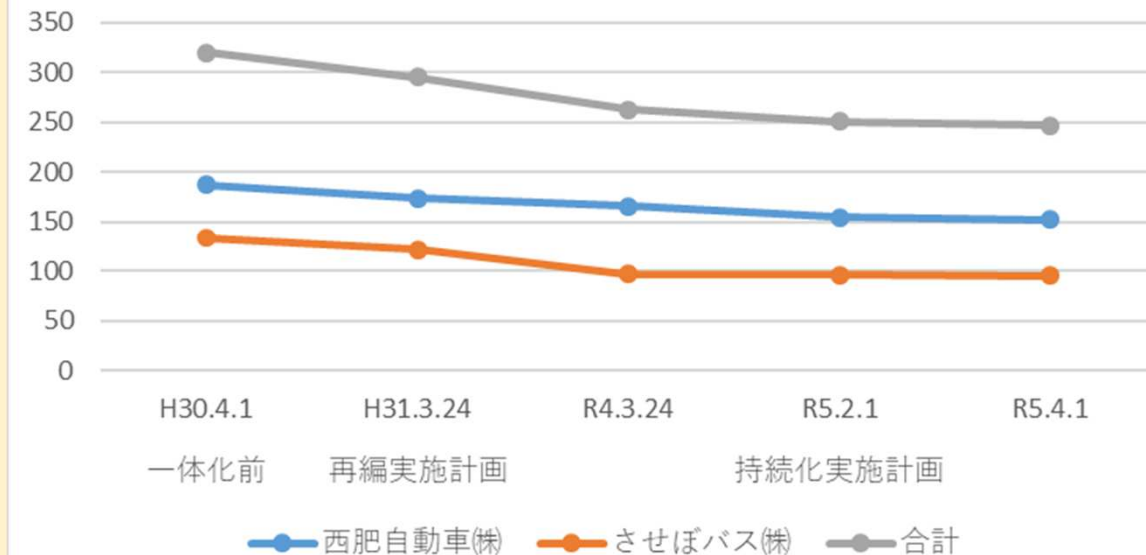
現行 継続8時間

→**改正 継続11時間を基本とし、継続9時間を下回らない**

●運行所要時間の見直し

乗車密度の増加に伴う遅延の発生。

運転士数の推移（佐世保市）



労働基準の改善について(厚生労働省リーフレットより) R6.4~改善基準告示の改正

令和6年4月~適用

改善基準告示が改正されます!

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

項目	改正前	改正後
1年の拘束時間	原則: 3,380時間 最大: 3,484時間	原則: 3,300時間 最大: 3,400時間
1か月の拘束時間	原則: 281時間 最大: 309時間	原則: 281時間 最大: 294時間
1日の休息期間	継続8時間	継続11時間を基本とし、継続9時間を

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

バス運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	<p>①②のいずれかを選択</p> <p>①1か月(1年)の基準 1年: 3,300時間以内 1か月: 281時間以内</p> <p>②4週平均1週(52週)の基準 52週: 3,300時間以内 4週平均1週: 65時間以内</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^(注1))の場合】労使協定により、次のとおり延長可 1年: 3,400時間以内 1か月: 294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで</p> <p>【例外(貸切バス等乗務者^(注1))の場合】労使協定により、次のとおり延長可 52週: 3,400時間以内 4週平均1週: 68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで</p>
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 4週平均1週: 40時間以内 【例外(貸切バス等乗務者 ^(注1))の場合】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上) 【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる^(注2)。勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <p>※2: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p>
特例	<p>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回4時間以上 ・分割のみ(3分割以上は不可)</p> <p>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) ※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可 ※4: 身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること</p> <p>【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 ① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合</p> <p>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p> <p>フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</p>
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

2022.12

